

航空自衛隊創設時における航空機配属問題についての一考察

西田 裕史

【要約】

日本において戦前戦中を通じ旧陸海軍双方に従属する補助的戦力であった「航空」は戦後、航空自衛隊として独立した。航空自衛隊が最初に直面した問題は航空機の配属に関するものであり、それは端的に言えば航空自衛隊がすべての自衛隊航空機を統合して保有するのか、それとも陸海自衛隊にも航空機を保有させるのか、という問題であった。この問題については、保安庁から防衛庁に至る過渡期に保安局保安課長・防衛局第1課長として在職した海原治の回想が「通説」となっている。本稿は、この海原の言説が十分な検証をなされないまま流布している現状に鑑み、主として国立公文書館が所蔵する資料をひもとき、できるだけ広範囲に当時の関係者の構想等を探ることによって本問題の政策過程の実像をより多角的に再検討することを目的とするものである。

海自側が画策して米海軍を通じ米極東軍から日本国首相宛に書簡が出されたことが決め手となり、航空機配属問題の決着がほぼついた、というのがこの問題に関する海原の回想の要諦である。海原の回想出版後、空自の創設期に触れる文献が刊行されてきたがそれらは海原の回想を典拠とするものが大部分である。換言すれば、航空機配属問題が語られる際には、海原の回想が大きな影響を及ぼしている。

空自関係者は異口同音に、航空機配属問題について陸海、特に海の強い反対に遭遇したものの、当初は新設された空自に防衛庁長官指示によって一部の例外を除き基本的には航空機の運用と教育訓練等とが統合され、理想的な形で始まった一方、それが次第に形骸化していったと振り返っている。

寺井義守（海兵54期、元海将）は、海上防衛力再建の中核を担った人物で、海自側から見た航空機配属問題について、紙数にして空自関係者の総和を上回る回想を残している。寺井は、海原が決め手だったとする吉田総理宛のハル書簡は海自関係者が画策して米海軍を通じて発出させたものではなく、海自側は書簡そのものの存在さえ知らされていなかったと記している。

空自創設時、最大の問題の1つであった航空機配属をめぐる問題は、「通説」のごとく海が米海軍を後ろ盾として自らの方針通りに決着させたのではなく、相互に意見を異にする内局・各自衛隊の当事者同士が、さまざまな議論を重ねた上で日本の防衛庁・自衛隊として最終的に自ら3自衛隊への分属という結論を導き出したのである。

はじめに

日本において戦前戦中を通じ旧陸海軍双方に従属する補助的戦力であった「航空」は戦後、航空自衛隊として独立した。航空自衛隊が最初に直面した問題は航空機の配属に関するものであり、それは端的に言えば航空自衛隊がすべての自衛隊航空機を統合して保有するのか、それとも陸海自衛隊にも航空機を保有させるのか、という問題であった。

この問題は、防衛庁が警察予備隊発足10年の節目に編纂した『自衛隊十年史』によれば「非常にむずかしい問題で容易に決定をみなかった」¹。また、自衛隊の活動等を伝える専門紙『朝雲新聞』と公刊戦史である『戦史叢書』で知られる朝雲新聞社が、『自衛隊十年史』より先に刊行した『日本の防衛』は「航空自衛隊は3自衛隊のうちもつとも遅れて発足したが、その滑り出しは、航空機配属問題を除けば、またもつとも順調であつた」という²。つまり、航空機配属問題は、航空自衛隊創設時の最大の問題の1つであった。

この問題については管見の限り、保安庁から防衛庁に至る過渡期に保安局保安課長・防衛局第1課長として在職した海原治の回想が「通説」となっている。海原の回想は要約すれば次のようなものである。保安庁内部部局は当時の日本の経済的事情等を勘案して統合を主張し、米空軍がこれを支持した。一方、米海軍を後ろ盾にした海上自衛隊創設関係者がこれに強く反対したことで、航空自衛隊への航空機の統合は実現しなかった。本稿は、この海原の言説が十分な検証をなされないまま流布している現状に鑑み、主として国立公文書館が所蔵する資料をひもとき、できるだけ広範囲に当時の関係者の構想等を探ることによって本問題の政策過程の実像をより多角的に再検討することを目的とするものである。

そこで本稿はまず、航空機配属問題がどのように捉えられてきたかについて当時の報道も含めた既存の文献を概観し、海原の回想が「通説」化している現状を詳らかにする。次に、航空機配属問題に関する航空自衛隊関係者の構想がいかなるものであったのか、また、同様に海上自衛隊関係者の構想がいかなるものであったのか、当該問題の政策決定過程に関する回想にも注目しながら、既存の文献では用いられていない、国立公文書館所蔵の近年利用可能となった資料を活用してその実態について記述する。最後に、以上を踏まえて航空機配属問題政策決定過程の実像について考察する。なお、煩瑣となることを避けるため、組織・役職等の名称については、初出・標題・直接引用を除き、原則として「航空自衛隊」「海上幕僚長」を「空自」「海幕長」のように、省略して表記するものとする。

¹ 「自衛隊十年史」編集委員会『自衛隊十年史』（大蔵省印刷局、1961年）、73頁。

² 中島義雄編『日本の防衛』（朝雲新聞社、1958年）、226頁。下線は筆者、以下同じ。

西田 航空自衛隊創設時における航空機配属問題についての一考察

1 航空機配属問題

航空機配属問題はどのようなものとして捉えられてきたのだろうか。本章では、既存の文献を当時の報道・初期の文献・海原の回想出版以後の3つの時期に区分し、本問題が語られる際に海原の回想が「通説」となっている現状を詳らかにしたい。

(1) 航空自衛隊創設当時の報道 (1954年8月)

航空機配属問題はどのように報道されたのか。『日本経済新聞』(以下日経と略記)は1954年8月の一連の記事で次のように伝えている。

「自衛隊の所属航空機をどの幕僚監部に配属し、訓練を実施するかは昨秋(1953年)()内は筆者補足、以下同じ。)、空幕の新設に当って最も問題になった」。「航空機を空幕一本にまとめるべきだと主張する空幕、内局と、これに真向うから反対する海幕との間には半年余にわたり深刻な対立が続けられており」、木村篤太郎防衛庁長官が近く最後の断を下すがその裁断がどのようなものであっても「海、空のあつれきをますます深めるものとして憂慮されている」。防衛庁首脳はこの問題について「航空機の保有量が少ないこと」「空幕が本年4月から出来ること(実際は7月発足)」などを理由として処理を保留してきたが、次年度予算編成期を控え解決を迫られることとなった。

航空幕僚監部は「日本のような小規模の航空部隊を持つのに訓練、指揮管理などを各幕僚監部で別個に行っては多大な予算がムダに費消される」「対潜警戒攻撃機といっても陸上を基地とする以上空幕一本にまとめて訓練を実施した方が実戦に当っても極めて得策である」などとして「空幕一本化を強く主張、増原(恵吉)次長をはじめとする内局幹部も空幕の主張に同調してきた」。

一方海上幕僚監部は「海幕の任務からいっても対潜警戒、攻撃は海幕の実施すべきもので、海洋航空機は海幕に所属すべき」、「直協機を持たない海上部隊は戦闘上全く無力」、「海上航空の特殊性からみても海幕で指揮、訓練すべき」と「航空機の分属を強硬に主張してきた」。「さらに海幕首脳の間では昨年暮ジョン・ハル(John E. Hull)国連軍司令官から出された航空機分属賛成の書簡がつい最近になってようやく木村長官の知るところとなった点をあげ、これは内局のする陰謀であるとして態度を硬化している」³。

また、日経はこの記事の3日後には木村長官が週内にも結論を下す旨を報じ、その裁断が「攻撃機などは空幕一本にまとめ、海幕には連絡、警戒機など必要最小限度を持たせる

³ 『日本経済新聞』(1954年8月9日)。

方向に落付く模様」となるとしている⁴。

さらに、約2週間後には航空機分属の防衛庁方針が決まったことを「『空幕一本』が原則」との見出しで報じている。8月26日の庁議で協議の結果、「根本原則として航空機は空幕一本にまとめる」「しかし例外として任務上の建前からP2V（対潜哨戒兼攻撃機）は海幕に配置する」という基本方針を決定し、木村長官が27日、陸海空の各幕僚長に一応意見聴取の上次週早々までに裁断を下すこととなった。このあと記事は、海幕は前海上幕僚長⁵をはじめとする幹部の意向が「対潜攻撃機を持たない海上部隊の存在は無価値だとして強硬な意見書を長官に提出」し自らの主張に固執する一方、内局と空幕は「予算面や日本の地理的条件からみて航空機は空幕に一本化するべきとの意向で海幕と対立していた」とこれまでの経緯を繰り返して結ばれている⁶。

(2) 初期の文献（1958年及び1961年）

次に、海原の回想が世に出る以前の初期の文献で航空機配属問題はどのように記述されたかを見る。最も初期の文献として、本稿冒頭でも取り上げた朝雲新聞社発行の『日本の防衛』と防衛庁が自ら企画・刊行した『自衛隊十年史』が挙げられる。

このうち『日本の防衛』では、「航空自衛隊についての生い立ち」と題する節で航空機配属問題について次のように簡潔に触れている。増原保安庁次長などは統合幕僚会議議長に航空機を直属させる案を考えたが、同案は米極東空軍司令官に反対された。その後、空自に航空機をまとめることについて「とくに海上関係者の反対が強かつた」と述べ、空自発足2ヶ月後に至り漸く木村防衛庁長官が方針を定め、「航空機の配属等に関する長官指示」を出したと記す。同指示の基本方針、陸海に分属する機種、教育訓練を列挙した上で「この方針も、具体的実施の過程において必ずしも円滑に進まず」海自の操縦・整備教育については早くも1957年から分離したと記す。そして「航空自衛隊は3自衛隊のうちもつとも遅れて発足したが、その滑り出しは、航空機配属問題を除けば、またもつとも順調であつた」という⁷。

『自衛隊十年史』は、空自の創設に関する1節のうちに航空機の分属という1項目を設け、航空機配属問題を取り上げている。同書によれば、保安隊（陸）と警備隊（海）で従来航空機を保有し、その育成を行っていたところ「これらの全航空機を航空自衛隊が一括

⁴ 『日本経済新聞』（1954年8月12日）。

⁵ 山崎小五郎初代海上幕僚長（1954.7.1-1954.8.3）。

⁶ 『日本経済新聞』（1954年8月27日）。

⁷ 中島『日本の防衛』、225-226頁。

西田 航空自衛隊創設時における航空機配属問題についての一考察

統制するか、または、陸・海自衛隊に任務達成上必要な航空機をそれぞれ分属させるかは非常にむずかしい問題で容易に決定をみなかった。ことに、警備隊では海上作戦上の特殊性にかんがみ航空部隊の直轄を強く主張していた⁸ という。

これら初期の文献を見ると、海上関係者・警備隊が空自への一元的な航空機配属に反対したことがわかる。しかし、いずれの文献もこの問題に関する具体的な政策決定過程については触れていない。

(3) 海原治回想出版以後の文献 (1974 年以降)

続いて、航空機配属問題がこのあと、どのように語られてきたかを見る。空自創設を取り上げた文献の多くが、空自が最初に直面した大きな問題として航空機配属問題を取り上げている。結論を先取りして言えば、それらのほとんどが海原治の回想証言に依拠している。

① 海原治の回想

海原治の回想で最も初期のものとしては、1974 年 7 月に航空新聞社が発行した『WING』に掲載された「航空自衛隊の 20 周年に際して」が挙げられる⁹。これは海原が空自創設期を振り返った記事である。海原は、自身が航空部門の統合論者であったと記し、本来なら日本の国土の大きさに鑑み 3 自衛隊を 1 軍に統合するのが理想だがこれを実現する強力な政治力はなく、ならば航空部門だけでも統合すべきと考え、この見解を増原保安庁次長も支持していたという。

また、米極東空軍司令官オットー・ワイランド (Otto P. Weyland) が 1953 年 10 月 8 日付木村保安庁長官宛書簡で陸海の航空部門を空に統合することが適当である旨を勧告して後押しした。だが、この頃から米海軍と米空軍を巻き込み、航空機統合の問題は深刻化し、米極東軍司令官ハル大将が 12 月 1 日付吉田茂総理宛書簡で陸の連絡・観測機、海の哨戒機はそれぞれ陸と海とに保有させるべきとの勧告を行った。海原によれば、陸は終始傍観的であり、海は絶対反対を堅持したという。海原はこの問題に関し、1954 年 7 月に米国で米統合参謀本部議長ネイサン・ファラガット・トワイニング (Nathan Farragut

⁸ 「自衛隊十年史」編集委員会『自衛隊十年史』、73 頁。

⁹ 海原はこのときまでに次の 2 冊の著書を刊行している。ただしこのいずれも直接的に航空自衛隊の創設期を取り扱ったものではない。『戦史に学ぶ—明日の国防を考えるために—』(朝雲新聞社、1970 年)、『日本列島守備隊論』(朝雲新聞社、1972 年)。

Twining) と会談し、同議長が航空機統合を支持すると聞き、それならば在日米軍顧問団長宛に指示を出して欲しいと依頼したが断られ、その問題を決定するのは日本政府の権限であり、責任であると説明されたと記している¹⁰。

この記事の3年後に海原は『日本防衛体制の内幕』と題する回顧録を著している。この中で海原は、およそ12頁の紙数を割いて航空機配属問題について言及している。それは要約すれば次のようなものである。

海原は、自衛隊は日本に対する武力攻撃に対処するものであり、日本列島の主たる4つの島の防衛作戦で航空部門は1組織に統合することが望ましく、空の統合は常識的な結論として実現可能だと考えたという。だがそれは「世間知らずの書生論」に過ぎなかったと記す。

海原によれば空の統合問題は旧陸海軍の対立を再現させ、のみならず日米両国にまたがる論争にまで発展したが、創設前であったゆえに空自の立場を代弁する役割を海原自身が担い、海の幕僚と議論することとなったという。陸は傍観の態度を維持し、警備隊(1952年7月末までは海上警備隊)首脳とその背後に影響力を持つ旧海軍を含めた海は絶対反対の態度であった。彼らは、空自に対潜哨戒機を保有させることは、旧海軍が旧陸軍に吸収されることになると考えた。

海原はこの問題に対する海の考え方について、野村吉三郎元海軍大将による1952年8月1日付の米極東海軍司令官ロバート・ブリスコー(Robert P. Briscoe)宛書簡を提示する。野村は書簡で当時整備されつつあった日本の再軍備の現状について、陸(警察予備隊)が海(海上警備隊、同日付で警備隊へ名称変更)に比して人員で約17倍、予算で約8倍の規模を有しており、新たに防空部隊が陸に増強されることになれば陸が海を支配し、ひいては政府をも支配してしまう、と訴えている。したがって、陸海とは別に防空部隊を設置することで「米国と日本の部隊間の円滑な協力を確保する」ことが可能になり、「米国の3軍と日本の3軍との兄弟的な結合」を図るべきだと主張している。

野村書簡の日付は保安庁発足の日であり、当時海原はこのような書簡が野村の名で米海軍に送付された事実をまったく知らず、もし知っていたなら「空の統合」で「海」を相手に成功の望みのない無駄な努力を重ねることは、決してしなかつただろう」と記す。

一方米空軍は空の統合に全面的に賛成し、すでに述べた1953年10月8日付米極東空軍司令官からの木村長官宛書簡で「日本の自衛隊の空の部門は、すべて陸海と対等の第3幕僚監部(空幕)の下に統合さるべき」であり、「かかる統合された組織は、パイロットと技術者の教育、兵站支援、人員要求の面で、大きな節約を」可能とし、日本の経済状態に

¹⁰ 海原治「航空自衛隊の20周年に際して」『WING』第854号(航空新聞社、1974年)。

西田 航空自衛隊創設時における航空機配属問題についての一考察

鑑み、米国の援助を勘案しても「3つの別個独立の航空部門を創設し維持することは、財政的に実行不可能である」として「空の統合、を勧告してきた」。

この空の動きに対抗する海の動きについて、海原は次のように記す。「だが、海の方が、1枚も2枚も、役者が上であった。この約2ヶ月後の12月1日付で、吉田総理宛に、米極東軍司令官ハル大将からの書簡が送られてきた」のである。その書簡には「連絡と海上の航空とは、それぞれ、保安隊と警備隊の必要不可欠の部門であるべきだ」と空の統合への反対が明記されていた。海原は「総理大臣宛の書簡と保安庁長官宛の書簡とでは、その重みが違う。これで、空の統合問題、は、決着がついたも同然である」と述べている。

それでも海原は空自創設直後の1954年7月3日から各国に出張し、懸案の形で継続検討となっていた航空機配属問題につき、統合の方向性を求めた。具体的には、米国でのトワイニング統参議長との会談であり、同議長から統合はあらゆる面でプラスだとの発言を得た一方、海原要請のトワイニングによるその旨の勧告発出については断られている。

海原はこのあと、残された空の統合は教育訓練面であるとし、これを追求したが「最初の基礎的な操縦教育の段階しか、統合はできなかった」と記す。その種々の障害の具体例として海原は、同一の練習機を海がSNJと呼び、空ではT6であったことを挙げる。両者の差異は計器配列とパイロットの計器点検手順であるという。元を正せばそれは米海軍と米空軍とがまったく別個の方式を採っていたことによる。なぜなら、海軍の最終目標が航空母艦の発着であるのに対し、空軍は広大な陸上基地での離着陸であるからである。そのような目標と操縦方法の相違が計器配列と点検手順の違いに通じる。ひるがえって日本では空母保有は考えられず、海の哨戒機は陸上基地発着であることから、米空軍方式の採用すなわち教育訓練の統合は可能だと海原は主張するものの、海の幕僚は賛成せず「米空軍方式で統合訓練を強行するのであれば、米海軍は提供しているSNJを全部引き上げるといっている」との恫喝めいた発言もあったという。整備員教育においても米海軍と米空軍とには相違があり、それらも含めて「何とか調整できないものか、と長い時間をかけて検討したが、結局は〃処置なし、であった」と海原は記している¹¹。

海原の最も新しい回想として、政策研究大学院大学が行ったオーラルヒストリーがある。この中で海原は、日本の再軍備にあたり空の統合が最も問題になったと述懐し、増原以下内局首脳は戦時中の陸海軍の対立を再現させないために1軍思想であった一方、海がこれに断固として反対したという。海原によれば、日本のこの状況に対して米国は空軍、トワイニング統参議長（空軍出身）ともに統合すべきという意見であり、それは米極東空軍から木村長官に提出された。ところが日本の海（警備隊、旧海軍勢力）が手を回し、航空機

¹¹ 海原治『日本防衛体制の内幕』（時事通信社、1972年）、161-173頁。

は分属すべきという意見が米極東軍司令官から総理大臣宛に送られた。

海原は、この統合か分属かの議論において海の当局者¹²が「もし、統一するのなら、米海軍はあの練習機 SNJ を全部引き揚げるでしょう」と恫喝めいた言葉を述べたとしている。オーラルヒストリーで海原が述べる航空機統合問題は、基本的に海原が記した『日本防衛体制の内幕』と軌を一にしている¹³。

海原による回想は、一貫して内局に対する海すなわち米海軍を後ろ盾とする海自側の優位を強調していることが注目される。つまり、彼らが画策して米海軍を通じ米極東軍から日本国首相宛に書簡が出されたことが決め手となり、航空機配属問題の決着がほぼついた、というのがこの問題に関する海原の回想の要諦なのである。

② その他の主要文献等

海原の回想出版後、空自の創設期に触れる文献が刊行されてきた。その主要なものを以下に取り上げるが、これらの文献等は海原の回想を典拠とするものが大部分である。換言すれば、航空機配属問題が語られる際には、海原の回想が大きな影響を及ぼしていると言えよう。

『読売新聞』連載記事（1980-1981年）を再構成・加筆し、1981年出版の『昭和戦後史「再軍備」の軌跡』は、書名の通り警察予備隊に始まる戦後日本の再軍備の軌跡が関係者に対する取材に基づき記述されている。航空機配属問題は次のように取り上げられている。

1953年10月5日、保安庁内の制度調査委員会¹⁴に航空準備のための別室が設置された。同委員会の兵力整備計画である7次案の航空部門策定に携わった同室が直面した大きな問題が、航空機を第1（陸）・第2（海）・第3（空）の各幕僚監部に分属させるか、3幕（空）に統合するかどうかであり、同室の企画係だった伊藤素衛（海兵59期、元空将補）は1953年末まで配属問題だけをやっていたような感じだった、旧海軍関係者は海軍に航空隊が絶対必要だと強く主張し、海の関係者から航空機は分属にしると強い圧力がかかってきたと述懐している。『「再軍備」の軌跡』は、このあと内局の考えが航空部隊創設準備着

¹² 海原は、この人物について部長さん、少将閣下と述べ、さらにこのあとの箇所では鈴木貫太郎（海兵14期、海軍大将、首相（1945年）、枢密院議長（1945-1946年））の縁戚だとほのめかしている。この海の当局者とは、鈴木貫太郎の弟である鈴木孝雄（陸士2期、陸軍中将）の長男で海幕防衛部長を務めた鈴木英（海兵55期、海軍中佐、海将）であろう。

¹³ 政策研究大学院大学（政策研究院）C.O.E.オーラル・政策研究プロジェクト『海原治（元内閣国防会議事務局）オーラルヒストリー上巻』（2001年）、248-251頁。

¹⁴ 制度調査委員会とは、国内政治情勢を踏まえ「防衛」の名称をつけることを回避して設置された、長期防衛力整備計画を作成するための機関である。植村秀樹『再軍備と55年体制』（木鐸社、1995年）77-79頁。

西田 航空自衛隊創設時における航空機配属問題についての一考察

手前から統合方式に決まっていたとし、海原内局保安課長の回想を主な典拠として航空機配属問題の経緯を記している¹⁵。

『読売新聞』より遅れること約8年、1988年から『朝雲新聞』も警察予備隊から自衛隊発足までの、題名の通り「戦後防衛の歩み」を追った連載記事を掲載した。航空機配属問題は以下のように述べてある。

1952年9月、保安庁内に発足した制度調査委員会は翌年3月に防衛力整備計画試案となる制度調査委員会報告第1次案を作成、その後も数次にわたり計画案を策定していくが、第2次案（1953年6月）作成に先立って航空兵備の基本構想をまとめた。その際、「航空機を旧陸海軍のように分属させるか、または統合した独立航空部隊として集中所属させるかが重要な課題として、各方面で論議を呼んだ」¹⁶。

その後、制度調査委員会報告第7次案（1953年11月）作成にあたり「保安庁内部では航空機を陸海に分属させるか、独立した航空部隊にすべて所属させるかの問題が再燃し、活発な論議が起こっていた」。一方「制度調査委員会「別室」は、12月14日に関係者間の調整を見ないまま、事務局を通じ「統合方式を可とする」答申を増原次長に提出した」¹⁷。

別の回では「第7次案の修正作業が終了したところから、制度調査委員会で「航空機をどのような形で配属し保有させるか」について活発な議論が起こった。この問題は、前大戦の反省を込めた研究の過程で論議の1つの焦点になっていた。いわゆる「航空機統合問題」だった」と記されている。「12月ごろから、米空軍を範とする独立した航空部隊（「第3幕僚監部」と仮称）を創設することが明らかになるに従い、保安庁内部では、航空機の統合か分属かをめぐって、それぞれの任務遂行に必要な航空機保有を主張する意見が一層活発に展開されるようになった」¹⁸。

このように「戦後防衛の歩み」では航空機配属問題が議論されていることについての言及はあるものの、具体的な議論の内容はないまま「航空統合問題は昭和29（1954）年7月1日、防衛庁発足で航空自衛隊が新設されたあとも調整が難航し、8月31日、木村長官の「航空機の分属等に関する長官指示」でようやく決着がつけられた」と結論が示されるにとどまる¹⁹。

『朝雲新聞』連載記事終了の約2年後、1993年に大嶽秀夫が各種資料を収集整理し、『戦後日本防衛問題資料集』を編纂した。同書は、『「再軍備」の軌跡』から空自創設期に

¹⁵ 読売新聞戦後史班編『昭和戦後史「再軍備」の軌跡』（読売新聞社、1981年）、383-387,396頁。

¹⁶ 「戦後防衛の歩み」118、『朝雲新聞』（1991年5月9日）。

¹⁷ 同上120（1991年5月23日）。

¹⁸ 同上128（1991年8月8日）。

¹⁹ 同上129（1991年8月15日）。

関する節を抜粋したほか、『自衛隊史』、『朝日新聞』記事、『自衛隊十年史』からの抜粋箇所でも航空機配属問題が述べられている。大嶽は、『「再軍備」の軌跡』の空自創設に関連する節をそのまま採録している²⁰。

2004年には増田弘が米国側1次史料を駆使して『自衛隊の誕生』を著した。増田は『「再軍備」の軌跡』を典拠として航空機配属問題を説き起こす。その上で、決め手は吉田総理宛のハル書簡だったとしている。海原の回想を典拠として増田は、別室がハル書簡後に統合方式を可とする答申を出し、増原保安庁次長が航空部隊の統幕議長直属案を出したものの、これに米極東空軍司令官が反対したことなどとともに、保安庁首脳が航空機配属問題を空自発足後改めて検討することに決定し、先送りしたと記している²¹。

以上のように、航空機配属問題を取り上げた先行文献等は、比較的簡潔にしか触れていない『朝雲新聞』連載記事を除き、海原治の回想を典拠とし、その言説によって政策決定過程を描写していると言えるだろう。

2 航空自衛隊関係者の構想

本章では、創設期の空自関係者の回想によって彼らが航空機配属問題に関してどのような構想を持っていたのか、その実像を明らかにする。

海原が最初に航空機配属問題について回想した『WING』空自20周年記念特集号で、初代航空幕僚副長であり第2代航空幕僚長（1956-1957年）を務めた佐薙毅（海兵50期）は次のように述べている。

創設に対する数々の抱負のうち「第1に決意したことは、旧日本軍の犯した^マ誤^マちを再び繰り返さないこと」であり、「旧陸海軍出身者を主体として構成される航空自衛隊の特質上、ぜひとも両軍出身者の完全な融合を期したいと考えた」。佐薙によれば、参画した旧陸海軍出身の主要幹部の考えはこの点で一致しており、「互いに融合を誓い合ったことは、何よりも心強いことであった」という。第2は「航空機分属に関する問題であった」。戦前の航空は「陸海軍に分属していたため、教育訓練、機材装備品、規格、用語、整備補給、研究開発などが、全く別個に行われ、資材、人員の争奪が激しく、民間工場内に陸海軍用に別個の工場を設けるなど、不経済、非能率極まる点が少なくなかった。再びこのような愚を繰り返さないことが、緊要と考えていたところ、航空自衛隊の発足後間もなく防衛庁が懸案の航空機分属問題に決を下すことになった」。そこで「基本的、共通的な事項はなし得る限り、航空自衛隊が統合して担当し経済的、能率的ならしむべきことを強硬に主張した。防

²⁰ 大嶽秀夫編『戦後日本防衛問題資料集第3巻』（三一書房、1993年）、672-686頁。

²¹ 増田弘『自衛隊の誕生 日本^の再軍備とアメリカ』（中央公論新社、2004年）、209-212頁。

西田 航空自衛隊創設時における航空機配属問題についての一考察

衛庁首脳は、この趣旨に賛成し、これを大幅に採り入れた方針を決定した。しかし、その後これが漸次崩れて遂行したことは、わが国航空防衛力整備全般の見地から、残念なことに思っている」²²。

1979年、空自OB組織発行の機関紙「つばさ会だより」には空自創設時の回想座談会が掲載されている。それによれば、当時航空機の所属に関して保安庁内で激しい議論が行われたことがうかがえる。佐薙が1954年7月の創設と同時に空自に入隊した一方、この座談会の主な語り手である有沼源一郎（陸士43期、元空将）は、すでに1952年8月には保安隊に入隊しており、空自創設準備のために1953年10月発足した、制度調査委員会の別室（のちの航空準備室）に当初から参加した人物である。座談会にはこのほか聞き手として高木作之（陸士45期、元空将）、発言回数は少ないが、矢作十郎（陸士47期、元空将）、上田泰弘（陸士49期、元空将、第9代空幕長（1971年））が出席している。

有沼によれば、空自創設は順風満帆だったのではなく、この当時（1953年10月頃）にはまだ空幕創設そのものの是非が問われ、次いで航空機の所属をどうするかについても大きな議論となったと振り返る。今から考えると夢のようだが、と前置きして有沼は、航空準備室（当時は制度調査委員会別室）として「航空機は陸海を併せて一括して空自が保有する必要がある」と真剣に考えていたと述べる。このことについて、陸海は大反対して航空機の分属を主張し、特に海は強硬であり、とりわけ対潜哨戒機は絶対に離さない意向だったという。

航空準備室が空自の航空機集中保有案を主張した理由について有沼は、次の3点を挙げる。

- ・航空戦力は統一運用することが最も効率的で、そのため空自集中保有は必然
- ・旧陸海軍対立の原因がそれぞれの航空保有にあったためこれを未然に防止する
- ・経済上1つの自衛隊が集中して持った方が良い

なお、3点目を掲げたのは、すでに先行して航空を持っていた陸海が、要員や飛行場施設などについて空自に提供しない可能性を危惧したからだという。ただし、この点は杞憂に終わり、積極的な協力を得られたと有沼は述懐している。

高木は、空自発足2ヶ月後の防衛庁長官指示により、結果として陸には連絡機とヘリコプター、海には対潜哨戒機とヘリコプターがそれぞれ保有を認められたと指摘する。これに有沼は次のように応じている。

²² 佐薙毅「開拓者精神忘れず」『WING』第854号（航空新聞社、1974年）。

「まあ指示はそのように出されましたけれど、精神は別室の意見を取り入れたものなんです。というのは航空機及び航空業務は原則として空幕及び内局付属機関において、統一して行うという趣旨の指示ですから、一部の航空を陸海へ分属したのは例外という形なんです」。

矢作と上田は異口同音に、各幕が独自に航空を持ちたいという気持ちがあったために互いに譲歩することなく、漸く長官指示が発出されたと述べている。矢作も有沼同様長官指示には、別室の主張が大きく取り入れられたと示唆している²³。

この座談会の約8年後にあたる1987年、かつて旧陸軍航空関係者の航空再軍備研究グループで実質的な研究作業を担った浦茂（陸士44期、第5代空幕長（1964-1966年））は航空機配属問題について次のように回想している。この件は空自創設と関連して残された課題であり、創設される空自が航空機を統一的に保有し、要員教育及び航空機整備を担当して陸海の作戦に対応して協力するとともに訓練も統一して行うのか、それとも陸海の任務に応じてそれぞれに必要な航空機の保有と運用とを認めるのか、ということがすでに研究過程において問題になっていた。

浦によれば、制度調査委員会においても、その結論を得ることはできなかった。同委員会における1953年12月14日の自由討論で、航空機を新設する3幕（空）に集中させるとの案について、2幕（海）からその弊害と各幕僚長の職責問題並びに空自発足後の要員養成の問題について厳しい意見が出され、7時間に及ぶ討議が行われた。以後この問題は火種としてくすぶり続けることになった。

海自へと引き継がれる2幕の主張は、「対潜作戦、船団護衛、機雷敷設、掃海などの任務上艦艇と意思が通じた航空機の運用が必要であり、これは海上自衛隊の航空部隊であるべき」というものであった。浦によれば、その反対は相当激しかったようである。浦は、空自発足後の長官指示によって、例外的に陸に対して連絡機とヘリコプター、海に対して対潜哨戒機とヘリコプターを分属させ、教育訓練のうちの初級・基本操縦と通信・整備等とを空自が統一して行うことを建前としつつ、必要に応じその一部を陸海で行うことを考慮するとしたことで、当面の問題は解決したと記している²⁴。

この当時及びその後の推移について、浦は1983年に別の資料で以下のように述べる。

²³ 平17防衛02154100「創造関連資料3(3/4)」(「航空自衛隊25周年記念随想(WING.54.7.11号)」(末尾添付資料『つばさ会だより』(第14号、1979.5.1)))(国立公文書館所蔵、以下同様の番号、名称で表記する資料はすべて同館所蔵、()内は資料本体の表紙に記載の名称、以下同じ)。

²⁴ 平17防衛02082100「創建関係資料3(3/3)」(「航空力創設の回想 浦茂元空幕長」)。

西田 航空自衛隊創設時における航空機配属問題についての一考察

空自創設後に最も問題だったのは、航空機は空自が統合管理するとした原則が崩れたことである。防衛庁発足前の 1954 年年初からどうしても海に必要な対潜哨戒機などは分属とするが、基本的には空自が統合管理し、共通の基礎訓練はすべて空自が行う方針であった。

当時、増原保安庁次長を中心に何度も庁議が開催され、空自に関するこの問題が討議されたが、このとき海幕の前身である 2 幕が最も強硬に分属を主張した。海上艦艇と航空機とは一体でなければならない、そのための航空機ははじめから海上で保有する必要があると主張し、空自関係者が主張する最も効率的な統合案に対して絶対反対を唱え、それならば陸のヘリや連絡機も同様であるということで、その後大勢が分属主義へと傾いていった。内局もいずれに利があるか判断がつかず、陸海の強硬な主張を満足させるために分属せざるを得ない方向へと傾斜していった。

その結果、陸海それぞれが航空機を保有することに決定し、陸の航空学校、海の航空教育集团などが創設され、航空機の統合運用・統一主義が崩れ去ってしまった。浦によれば、当初の航空機統合案が実現していたならば「〈1983 年当時〉今日的な統幕の如く指揮権がなく、調整能力だけのものにはならなかった」。航空機が分属されることで「広い意味では国としての理想が崩れて行った 1 つの大きな契機となった」「理想案は崩れて行ったのである」²⁵。この回想から、陸海ことに海の強力な反対に対して出された長官指示の結果、航空機を統合的に運用するという空自関係者の理想は崩れ去ったという所感を浦が持っていたことがわかる。

同様の所感は、1984 年に藤澤信雄（陸士 53 期、元空将）が残した回想にも見える。藤澤は創設と同時に陸上自衛隊から空自に転官した人物であり、創設当初の航空機配属問題について次のように記している。

航空機が陸海空に分属されたことは遺憾なことであった。空自発足直後、将来の理想の姿として航空機一元管理の構想があり、教育や整備補給などの後方支援にその考え方が採用されて実行に移された。その結果、いったんは操縦者や整備及び通信などの要員に対する教育は一元化して行われたものの、数年を経ずに 3 自衛隊ごとに行いたいとの要望が強くなり、結局そのような形になってしまった。そもそも空自の創設に伴い、航空機の配属問題が検討されたが、陸海がそれぞれによる管理を主張する一方、制度調査委員会は航空機の 3 自衛隊分属は不適當・不経済、将来の対立相剋の惹起が懸念されるとの「きわめて高邁な卓見を具申し」、1954 年 8 月、航空機配属等に関する長官指示が発出された。

このことについて藤澤は、長官指示の内容を引用した上で「新しい自衛隊育成の基本として誠に立派な考え方を打ち出し、旧軍時代の陸海相剋の史実を謙虚に反省した結果であ

²⁵ 平 17 防衛 01991100 「自衛力の確立 3(2/3)」(「浦茂元空幕長回想証言摘録」)。

った」と高く評価している。しかしながら、「3自衛隊はそれぞれ米陸海空軍のスポンサーつきで育てられており、米軍で行われていないことを日本独自で行うことは、若干の例外を除いて不可能に近く、雲散霧消して今日この大原則はほとんど残されていない」と振り返っている²⁶。

上田泰弘は創設時の空自に対する陸海の姿勢・態度を示唆する回想を残している。旧陸軍航空出身の上田は戦後、警察予備隊に入隊、1幕（陸）人事班を経て保安庁保安局航空準備室で空自創設準備に携わっている。

上田は人事畑で保安隊における航空部隊準備のために技術者を含む航空関係者の調査及び選定業務に従事し、航空準備室でも引き続きその任に当たった。この頃第1及び第2復員局²⁷を訪問して情報提供を求めたところ、陸海ともに旧軍航空関係者名簿作成に協力的であり、本来ならば門外不出の考課表まで提示され「特に海軍パイロットの実戦空中指揮、戦技の考課は短冊式になっており、マイナス部分の考課は赤ペンで詳細に記入してあった」ので非常に参考になったという。

また、当時、人材確保が急務であり、それは陸海の全面的な協力なしには到底成功し得なかったと記し、本来の直属上司であった1幕山田正雄第1部長（内務省出身、第7代陸上幕僚長（1968-1970年））が航空準備室配置となった上田に次のように述べたという。

「上田君今から航空をつくることになるが、航空要員は君が欲しいと思う人は、どんどん連れて行きなさい。私も最大限協力するよ」。

一方で上田は、要員調査選考の段階では高く評価していた海の協力について以下のとおり記している。

「海は当初、相当の協力姿勢があるように思えたが、海自身は、本来スモールネイビーを志向しており、それがためには、自分自身で相当強力な航空を保有することを念願しており、一方、空の方は、航空一元化（空軍独立）の思想強く、このために、人事、操縦訓練等において考え方の相違があり、人の差し出しも、陸に比べれば低調と云わざるを得なかった。もっともソース自身も陸に比べれば少なかったが」²⁸。

²⁶ 平 17 防衛 01992100「自衛力の確立 3(3/3)」（「次期防作業の回想」）。本資料の来歴表には「藤沢信雄」と記載されているが、資料内容から「藤澤信雄」であると思われる。

²⁷ 陸海軍人の復員業務に携わっていた組織だが、航空準備室設置時にはすでに廃止され、それぞれの業務は後継組織に移管されており、上田はそれら後継組織を指してこう述べているものと思われる。

²⁸ 平 17 防衛 02075100「創建関係資料 1(2/2)」（「上田泰弘元空幕長回想証言執筆原稿」）。

西田 航空自衛隊創設時における航空機配属問題についての一考察

以上を踏まえて、空自関係者の構想については次のようにまとめられる。基本的な方針は、航空に関して3自衛隊に共通する事項は可能な限り空自が統合して実施すべきであるというものであった。特に空自創設準備を担った保安庁制度調査委員会の航空準備室は、航空機は陸海を合わせて一括して空自が保有すべきであると考えていた。その理由は、航空戦力は統一運用が最も効率的であること、旧陸海軍対立の原因となった航空機の分属を回避して無用な対立を未然に防止すること、経済性に優れていることの3点であった。

3 海上自衛隊関係者の構想

海自関係者の航空機配属問題に関する構想はどのようなものであったのだろうか。海自の前身である海上警備隊(1952.4.26-7.31)はすでに自前の航空部隊を保有する意思を示唆していた。1952年7月15日付の海上警備隊内令第1号「海上警備隊の基本運営方針」は、基本方針として15項目を列挙し、その末尾第15項で「航空処理方針の決定」をうたっている。

「15、将来出現を予想される航空に関しては海上部隊である警備隊の特質を鑑みこれが処理対策を適切にして海上警備力の全能発揮に万遺憾なからしめる」²⁹。

1952年6月、海上警備隊に3等海上警備正として入隊し、長澤浩警備部長(海兵49期、第2代海幕長(1954-1958年))、寺井義守警備課長(海兵54期、元海将)の下で、2幕警備課勤務となった中村悌次(海兵67期、第11代海幕長(1976-1977年))は、同年9月頃の警備隊(1952.8.1-1954.6.30)の防衛力整備構想について次の通り述べている。

「当時寺井課長は海上防衛力の5ヵ年整備計画を立案されたが、これは、周辺海域の防衛に加え東京サイパン間の海上交通を保護する構想のもと、護衛空母及び巡洋艦各1隻を含む護衛部隊4隊を基幹とした水上部隊30万トン及び所要の航空機を整備目標とするものであって、まだ各種の困難さを知らない私どもは、5年後にはこのような部隊のできることを夢みたことであった」。

²⁹ 平17防衛02433100「海上自衛隊の基本運営方針」(資料表紙にも同じ標題が記されている)。標題は海上自衛隊の基本運営方針となっているが、資料の中身は昭和27年7月15日付山崎小五郎海上警備総監名で海上警備隊内令第1号として「海上警備隊の基本運営方針を次のように定める」との書き出しで本文と15項目の運営方針が列記された資料である。

このあと中村は、10月に越中島に移転するまで「間借りしていた海上保安庁のなかでの再三の引越の手伝いや〈寺井〉課長の書かれた部厚い防衛力整備や航空分属に関する意見の謄写版印刷と製本が主な仕事」だったと回想している³⁰。

中村が警備隊の海上防衛力5ヵ年整備計画の立案者だったとする寺井は、終戦直後の1945年12月から海軍省を改組した第2復員省で旧海軍軍人の復員業務を行ったのち同省の海軍再建研究に携わり、1952年5月に海上警備隊総監部警備部警備課長となっている。いわゆる「Y委員会」³¹にも名を連ねる、海上防衛力再建の中核を担った人物である。

寺井は海自側から見た航空機配属問題について、紙数にして空自関係者の総和を上回る回想を残している。本章では、以下に航空機配属問題が決着する直前期に至るまでの経緯等について、寺井の回想に基づいて記述する。

寺井によれば、航空機配属問題に関し、航空兵力を陸海空3自衛隊にどのように配分するかについては主として防衛庁長官の決断に委ねられていたという。当時、木村長官及びその幕僚であった内局の文官は、すべての航空機を一元的に空自に配属させるのが軍政上・作戦上からも経費節約の点からも有利であると考えていた。「したがって、これらの人達を説得して現在のような姿で航空兵力を3自衛隊に配属させるまでには、海上幕僚長以下海幕関係者一同の並々ならぬ苦心があったのである」。

寺井は、防衛庁文官が航空機を一元的に統合し空自に配属する考え方を抱くに至った思想的背景として、文官優位の思想・1軍思想・航空統合思想の3つがあったと述べている。

第1の文官優位の思想については、米国の防衛機構の在り方を参考とした日本が戦前の軍部の暴走を目の当たりにし文民優位を選択したのは当然であるが、その行き方が米国式の文民優位以上に厳しい「文官優位思想とでもいうべき、わが国独特のもの」だとし、内局の文官が職務上対応する「各幕僚監部の制服組をすべて統制し指導しようと考えているようであった」という。「特に内局防衛局は、この動きの中核的存在」で、「そのためか防衛局と海幕の人達が腹を割って話し合うことが出来なかった」。

第2の1軍思想については、警察予備隊への助言者が「旧陸軍の有能な人達」であり、彼らが警察予備隊首脳部に対して2つの助言を行ったとする。すなわち、旧日本軍制が陸海軍並立で天皇に隷属し両軍間の意見調整が円滑でなく作戦遂行上に大きな支障を生じたことに鑑み、1軍制度を実施すること。戦争の帰趨を左右する決定的要素の航空兵力が陸

³⁰ 平17防衛02114100「創出関係資料3(1/5)」(「海上警備隊、警備隊、海上自衛隊の回想その1」)。

³¹ 米海軍艦艇受け入れ態勢整備(実質的には海上防衛力再建準備)のための組織で、1951年に旧海軍出身者8名、海上保安庁2名の構成で発足した。読売新聞社戦後史班編『昭和戦後史「再軍備」の軌跡』315-320頁。

西田 航空自衛隊創設時における航空機配属問題についての一考察

海軍分属だったためにその力を十分発揮できなかったことから、航空兵力を統合すること。寺井によれば、彼ら旧陸軍の者にとってこれら 2 点は「戦争で日本軍が体験した貴重な戦訓であり、戦争の敗因ともなったので」日本の再軍備に当たり「この失敗を再び繰り返さないよう強調した」のである。これらの根拠について、「Y 委員会が警察予備隊總監部勤務の旧海軍将校から入手した」「旧陸軍筋からの警察予備隊首脳部に対する助言文書」を挙げ、1 軍思想の要旨 7 項目を列記している。それらを要約すれば、陸海空軍を一本化し、軍政は国防大臣が専管し、国防省内の業務は次官・参謀総長の 2 系統ながら、軍事専門的事項は武官の参謀総長が文官の国防大臣の分身として 3 軍を掌握し、参謀総長の下に 3 軍各本部長を置いて分科が必要な事項のみを担当させる、というものである³²。

この 1 軍思想を、寺井は次のように評する。「1 軍思想は 1 人の参謀総長が陸海空の国軍兵力を統一指揮し得るところに重点がある」ため「陸上、海上、航空部隊が独立して作戦し得るような独立自主的機能を除去しようとの官制上の配慮が」行われている。「故に陸上または海上部隊が自隊の作戦に必要とする航空兵力を平素から自隊内に配属することを排斥することになり、航空兵力は凡て航空部隊即ち空軍又は航空自衛隊に統合するという思想を生じる」。「この 1 軍制度は参謀総長の権力が増大し、ある軍（特に陸軍）の力を強大なものにして、これが誤った方向へ独走する場合、他軍によって、これを制止出来なくなる虞があり国家に惨害をもたらす危険性がある」。

第 3 の航空統合思想に関しては、英国が世界に先駆けて独立空軍を保有した経緯に始まり、日本国内でも陸軍が海軍に空軍独立を呼びかけたこと、海軍が終始一貫して反対したことなどを記す。その上で戦後日本の「防衛問題が起こるようになると再び旧陸軍筋からかつて陸軍が唱えていたような、あらゆる航空機を統合した統合空軍論が亡霊のように現われて防衛庁の上層部に働きかけ」「海上自衛隊に対する航空機配属問題を著しく紛糾せしめる一大原因となった」という。

以上の思想的背景を総合して寺井は「この統一空軍思想は前に述べた 1 軍思想と根本において相通ずる思想であって、これが更に文官優位思想と相まって、内局首脳部が考えていた防衛組織を出来るだけ簡素化し且つ統合化することによって制服部隊の指導と統制に役立てようとの主旨に副うものであった」としている。

続いて寺井は、航空機配属問題に関する防衛庁内の動向を記す。木村長官以下内局首脳

³² なお、寺井回想のこの部分については国立公文書館が所蔵する別の資料で服部グループによる研究構想が読み取れるものがある。平 17 防衛 02052100 「自衛力創造構想 1(2/4)」(「昭和 24~27 年史実研究所研究史料 2/4 再軍備に関する研究綴」)。細部はこの資料中 1949.4.12 付「国防軍の中央機構（第 1 次案）」と 1950 年 3 月 10 日付「編制大綱」参照。「編制大綱」総則で「国防軍は空陸海の 3 軍により成り、之を唯一の中央機構に依って統一運営し、相剋摩擦なき渾然一体の軍たらしむ」と寺井のいう 1 軍思想を宣している。

部は当初徹底した航空統合を念頭においていた。その考え方は、日本が将来にわたり航続力のある戦略的攻撃用航空機を持たず、保有兵力は本土防空用戦闘機・陸戦直接協力機・対潜哨戒機・連絡輸送機及び練習機となり、総兵力として当面千数百機を超えない規模にとどまる、ゆえにそれらを陸海空3自衛隊に分属した場合空自の規模はあまりにも小さくなる、したがって空自に統合して配属すべきというものであった。さらには、空自に航空兵力を統合することにより、行政を簡素化し経費節減を図るということも考慮していた。

寺井は、1953年10月の航空準備室（正しくは制度調査委員会別室）発足当時、空自に航空機をすべて統合するという内局の意向に対し、陸が強く反発していたが次第に沈静化したという。その理由は、陸の幹部の多くが内局の幹部と同系統の出身であり、警察予備隊発足以来親密な関係を築いており、加えてすでに陸が米陸軍からの貸与連絡機を確保できる見通しを持っていたからである。この結果、陸にとって連絡機の問題がさほど重要でなくなったことに比し、対潜哨戒機が死活的問題となる海は内局及び陸空に対して孤立することとなった。

10月1日、航空準備室が設けられた³³が、同室の職務は海原課長の指示に基づき新設予定の空自の編制・装備・要員・予算に関することであった。海は伊藤素衛を同室に送り込み、内局や米空軍の意向を把握しようと考えた。当初伊藤からは頻繁に情報が寄せられたという。その情報から寺井は、海原が強硬な航空統合論者であること、したがって海原が分属論を主張する海とりわけ寺井に対してよい感情を持っていないこと、準備室の空気から判断して海が航空機を保有するのは困難であること、航空機配属問題で内局と論争を継続するのは将来的に海にとって不利になると知る。伊藤からは、寺井自身が新設される空に参画する方がよいのではないかと勧められた。やがて伊藤からの情報は途絶えがちとなり、寺井は彼が空に同化したと推測している。

航空準備室発足以降は保安庁内の関心が高まり、庁議でも増原次長が航空部隊新設について各部の協力を要請し、特に陸海にすでに所属している航空要員について準備室の要望に応じて供出することを求め、陸海各幕長ともに全面的に賛意を表明したという。寺井に対しても航空準備室から海の所属員について名指しで要望があり、空自発足後には空幕副長からも同様の要望が寄せられた。寺井は、米軍事顧問団の空軍部長からも精強な空軍を作るため、特に旧海軍パイロットを空自に送る旨を要請されている。

これらの要請に対し、寺井は大局的見地から空自創設のために有能な旧海軍搭乗員をなるべく多く送り込む考えで応じ、選考基準として次の3点を挙げている。

³³ 正しくは10月5日に制度調査委員会別室として発足。読売新聞『昭和戦後史「再軍備」の軌跡』、383頁。「戦後防衛の歩み」119『朝雲新聞』（1991年5月16日）。

西田 航空自衛隊創設時における航空機配属問題についての一考察

- ・空自主力機は防空戦闘機であるため、それに適応する旧海軍戦闘機操縦者を主幹とし、これに軽爆その他小型陸上機の操縦者をなるべく多く選抜し、早期に派遣する
- ・大型機及び水上機の搭乗員と偵察員は海自航空要員としてとどめおく
- ・上記の措置の結果海自航空要員補充などにつき将来的な若干の支障は堪え忍ぶ

寺井は、この3方針に基づき1954年初め頃から海上所属の航空要員に呼びかけを行った。呼びかけに対し、海上の航空要員に適していると思われる者までが続々と空自を志願し、将来海自航空の指導を担うと考えていた者も含まれていたという。寺井は、陸でも搭乗員の空自転出が雪崩現象のようにあり、実務に支障を来すほどだったが空自育成のために忍んだ旨の杉山茂（陸士36期、第3代陸幕長（1957-1960年））の言を引用している³⁴。

一方で寺井は、6月以降、旧海軍搭乗員の佐藤毅や源田實（海兵52期、第3代空幕長（1959-1962年））が空自に主要幹部として入隊することが決まったことで、海自をめぐる航空の問題に対する理解者を空自内に得て意を強くしたという。しかしながら、空自発足直後の8月上旬に佐藤空幕副長と会談し、航空機の配属について対潜哨戒関連は海自が保有すべきであり、米海軍も同意見であることから支援を要望する旨を申し入れた寺井は、佐藤の反応に失望する。佐藤は、空母艦載機等は海自が保有すべきだが対潜哨戒機であろうとも陸上基地から発進する航空機はすべて空自に配属すべきであり、現に英国はその方式でうまく機能している、と回答した。佐藤の回答を受けた寺井は、それが佐藤個人のみならず空自の意見であるとともに内局との間でも調整された統一見解であることから、海自が厳しい状況に置かれていることを認識した。

このあと寺井は、日本の海上防衛力再建に当たり、米海軍が自らの航空機配属問題の経験を踏まえ、親身になって支援してくれたと回想する。とりわけ、日本の将来の防衛機構は陸軍と海空軍との2軍とすべきとの米海軍筋の私的研究案は、日本の海上防衛力再建に少なからぬ影響を及ぼしたと思われる³⁵。米海軍私的研究案の要旨は次の3点であった。

- ・米国の経験からも3軍は複雑で互いの協同が困難

³⁴ たしかに杉山は1979年の回想で次のように述べている。「当時私は〈第1幕僚監部〉第3部長として、人を出すについては希望者は皆出してもよいとの考えで航自へ出した。一部の者は陸上から航空関係者が全く無くなってしまおうのではないかと反対があったが、皆無になってもよいこの際将来のジェット機の発展を考え積極的支援すべきであると考えた」。平17防衛02018100「自衛力の活用1/2」（「杉山茂元陸将談話録」）。

³⁵ 寺井の残した資料である1951年1月25日付「日本の安全保障に関する私見」及び「日本再軍備に関する私案」では陸軍と空海軍の2軍並立制が唱えられている。平17防衛02049100「自衛力創設3(4/5）」（「寺井義守資料海上防衛力建設関係（I）」）。

- ・日本は島嶼国であり海から侵攻する敵に対するにあたり海軍が空軍を併せ持つべき
- ・将来的に日本が保有する軍事力の規模に鑑み2軍制が経費節約面で有利

寺井は、Y委員会も当初同様の意見であったが、その後海自が必要とする航空兵力を保有する、つまり2軍制をめざすのではなく海自への航空機分属へと方針を変更したと記している³⁶。

第1章ですでに述べたように、海原は航空機統合の問題について、保安庁の空の統合への努力とこれに対する米空軍の全面支援意向の書簡を得たものの、「『海』の方が、1枚も2枚も、役者が上で」1953年12月、「吉田総理宛に、米極東軍司令官ハル大将からの書簡が送られてきた」と述べる。ハルは「連絡と海上の航空とは、それぞれ、保安隊と警備隊の必要不可欠の部門であるべき」「と、『空の統合』には、反対であることを表明した」。「総理大臣宛の書簡と保安庁長官宛の書簡とでは、その重みが違う」「これで、『空の統合問題』は、決着がついた」と、あたかも海が画策した結果、問題の決め手となるハル書簡がもたらされたように回想している³⁷。

この吉田総理宛のハル書簡に関して寺井は次の通り記している。「この書簡は当然内閣から防衛庁に廻附されていたと思われるが何故か海幕には知らされなかった」。ハル書簡発出の理由について寺井は、米国防当局者が空自発足にあたり、3自衛隊間に航空機の配属をめぐる争いが生起する可能性を考慮し、これを円満に解決するとともに、日米相互間の防衛機構の関係を円滑にするために発出したものだと想像している。つまり、寺井によれば、ハル書簡は海自関係者が画策して米海軍を通じて発出させたものではないのである。しかも、書簡の存在さえ知らされていなかったことになる。ただし寺井は、送付されてから約8ヶ月後の1954年8月に『読売新聞』で報道されたこの書簡について、海自の主張する対潜哨戒機配属にとって大きな後押しとなると認識している。

さらに寺井は、防衛庁内局及び空自関係者並びに米軍顧問団空軍部長らによる空自への航空機の統合方針に対して、海自側がどのような姿勢で臨んだかについて以下のようにいう。航空機配属問題について、海自として一応の方針は定まっていたがそれを達成する方策等については予め決まっていたわけではなく、新しい状況に遭遇するたびにその都度対策を考えるとというものであった。

寺井は、空自発足直前の状況について、米国が日本に空母等大型艦を提供しないと声明し、防衛庁が航空機統合方針を決定すれば海自は実質的に航空兵力を持ち得なくなると危惧していた。そして、防衛庁関係の報道記者から情報を収集した結果として、木村長官が

³⁶ 平17防衛01972100「構造要請資料4(5/5)」（「航空機の配属等に関する経緯」）。

³⁷ 海原『日本防衛体制の内幕』、167-169頁。

西田 航空自衛隊創設時における航空機配属問題についての一考察

航空機を空自に統合する旨時機を見て断を下すこと、海原防衛課長は米海軍が空自に対潜哨戒機を貸与しないことになってもよいと言明したことを記している。

また寺井は、海原の回想に従えば海自の後ろ盾であるはずの米海軍が、防衛庁に対して次の2つの要請を行うことを拒否したと明記している。

- ・米海軍貸与の対潜哨戒機を海自に配属すること
- ・対潜哨戒機の空自配属が決定した場合米海軍からの貸与は困難だと申し入れること

つまり、米海軍から海自に対する支援はあったものの、それは海自の意向に全面的に応じるものではなかったことがわかる。

一方で寺井は、この時期に判明したハル書簡が米国政府からの勧告として日本政府にとって無視できないものであり、海自への対潜哨戒機配属の後押しになると見て、庁内における交渉に備えて海幕が譲歩を含めた対策を考える必要があったと述べている。海自の対策は次のようなものであった。

- ・海自に対潜哨戒機を配属する必要性を内局及び各自衛隊主要幹部に対して啓蒙
- ・ハル書簡を足がかりに政界と接触のある旧海軍関係者を通じ防衛庁上層部へ働きかけ
- ・内局各級幹部との話し合い
- ・海幕長による意見具申

寺井はこのあと具体的に実施した事項を記している。まず、海自に対潜哨戒機を配属する必要性を啓蒙するため、広範な資料収集ののち、1954年7月から約2ヶ月間にわたって防衛庁内に様々な文書を配布している³⁸。また、海幕内の意思統一のために、防衛部長として寺井は「航空兵力の配属に関する意見」を作成して周知した。

そして、これまでの研究成果に基づき、8月12日、長澤海幕長が自ら筆を執り「航空兵力の配属に関する意見」³⁹を作成し、木村長官に意見書として上申するとともに、増原次長以下の内局首脳と各幕首脳に配った。しかし、この意見具申に対して長官をはじめとする内局首脳からの明確な反応は航空機配属問題が決着する最後の段階までなかったと寺井

³⁸ 寺井は以下の文書名を列記している。「英国海軍航空の話」、「米3軍統合の過程における海軍」、「空母なき戦い」、「伊太利海軍作戦部長との会見記」、「ゲーリング独空相の談話」、「空軍分属問題に対する意見」、「対潜航空機の所属に関する検討」、「駐日仏・伊両国武官より聴取し得た事項」、「航空機の対伊援助に関する米海軍作戦部長とイタリア国防相との会見記録」。

³⁹ 典拠資料の注記によれば寺井が作成・周知したものは別のものであると思われる。

は記している。

さらに、海幕防衛部長の寺井はカウンターパートとなる内局防衛局の海原防衛課長との間では、上層部間の話し合いに悪影響を及ぼすことを懸念し、あえてこの問題に積極的に触れなかったという。寺井によれば、海原の上司にあたる山田誠防衛局長は温厚であり、寺井の意見に耳を傾けることはあったものの、海原を説得できる人物ではなかった。

8月中旬頃、長澤海幕長は米海軍顧問団長から、英国では空軍で海軍パイロットが空軍パイロットとともに合同訓練をして相当うまくいっている、日本でも海自搭乗員を空自に送って基本操縦までの合同訓練を行う条件で海上作戦用航空機を海自に分属させることになればよいのではないかと提案を受けた。長澤から意見を求められた寺井は、航空機の海自への分属のために空自における合同訓練は内局との妥協点を探るための切り札となり得る、しかしながら海自からそれを持ち出すことで内局は海自側の後退とみなして航空機の空自への統合へと押し切られるおそれがある、よって切り札として温存するためにも暫時考えさせてもらいたいと回答したという。なお、寺井によれば本件の議論は最後まで長澤と寺井との間にとどまるものであった⁴⁰。

以上から、海自関係者の構想は次のようにまとめることができる。まず、海上防衛力再建のための Y 委員会は、陸軍と海空軍との 2 軍制を構想していた。その後海上警備隊では、表現は抽象的なものにとどまるが、自前の航空部隊を保有することを基本方針としていた。警備隊時代に至り、周辺海域及び海上交通線までを保護する空母を含む水上部隊と所要の航空機を保有する具体的な構想へと発展した。つまり、彼らは一貫して再建される海上防衛力・海自が独自に航空を保有する構想を持っていたと言えるだろう。そして、最終的には死活的に重要な対潜哨戒機の確保をめざしたのである。

4 航空機配属問題政策決定過程の実像

本章では、前章に続いて寺井の回想を活用し、防衛庁長官指示発出直前の 1954 年 8 月後半における動向を見るとともに、前章までの空自及び海自関係者の構想等を踏まえ、これまで主に海原の回想のみで語られてきた航空機配属問題政策決定過程の実像について考察する。

⁴⁰ 平 17 防衛 01972100 「構造要請資料 4(5/5)」(「航空機の配属等に関する経緯」)。

西田 航空自衛隊創設時における航空機配属問題についての一考察

(1) 政策決定直前期の動向

海幕長との2人だけの議論の前後、寺井は8月19日付で米海軍の意向を確認すべく在日米軍軍事顧問団海軍部長にあて「日本の自衛隊に於ける合同飛行訓練に関する件」と題する文書を送った。それまで米海軍は、海空両自衛隊パイロットの合同訓練に賛成ではなかった。このことは前章既述の、米顧問団海軍部長が長澤海幕長に海空搭乗員合同訓練を条件に海への航空機分属を図ってはどうかと提案したことと矛盾する。おそらく顧問団はひとまず局面打開の方便として提案し、寺井としては顧問団のみならず米本国海軍全体の賛意を得ようとしたのだと思われる。この問い合わせは、海自にとって航空機の配属をめぐる問題解決の切り札である合同訓練に関して米海軍の賛意を得られるか、すなわち、寺井の考える切り札が本当にそうなり得るかを確かめるためのものであった。米軍側はこの文書を受けて真摯に検討したものの、その回答文書が到着したのは航空機配属問題が決着した直後の9月初旬のこととなった。ただし、その前に口頭で連絡があり、合同訓練を切り札として提示する場合に海自が要求すべき条件に関して米軍側の意見は参考になったとの記述から、寺井はおそらく非公式な回答は得ていたのだろう。

寺井は合同訓練を切り札として正式に提示する名案が浮かばなかったため、海自が責任を問われないよう暗示して内局がこれに反応を示すかどうか、いわば観測気球としての文書を発出することにした。それはこれまで海幕が内局等に示した啓蒙資料を総合的に取り纏めてわかりやすいものを作成し、その中に合同訓練を含ませるものであった。寺井は、この「航空問答」という文書について長澤海幕長の同意を得て印刷し、早速翌日の庁議席上で増原次長以下参会者全員に配布したという。

8月26日午後、突然海幕防衛部長室へ栃内一彦内局教育課長（海上保安庁長官（1965-1966年））が訪れた。寺井は、栃内は係累に海軍大將がいたこともあって海軍びいきで親しい関係にあったと記している。栃内は、航空機配属問題が大詰めを迎えておりこのまま庁内の最高首脳同士が正面から対立することは好ましくない、できるだけその下のレベルで話し合って歩み寄れる限り歩み寄り問題の焦点を絞った上で長官決裁に持ち込むべきと、寺井に海原との話し合いを提案したという。寺井は栃内の提言を受け入れ、斡旋を依頼した。

栃内が退室した約1時間後に海原防衛課長が来訪した。そのときの両者のやり取りについて寺井は、次の旨を記している。

海原：あなたが書いたと思われる「航空問答」を読んだ、そこには海空両自衛隊のパイロットを合同で訓練してもよいと書かれてあった、あれは海幕の考えとして受け取

ってもよいか。

寺井：「航空問答」の他の部分、海上用の航空機を海自に所属するという大原則が承認されるならば、合同訓練という譲歩程度はやむを得ないと考えている。我々は合同訓練が海空自衛隊両者にとってさほど有用だとは考えていない。

海原：合同訓練を行う場合の海幕の要求はどのようなものか。

寺井：海自のパイロット要員は海幕で選考し、海自隊員の身分で空幕に送るほか必要な教官も海自から派遣するといった要求がある。これは内局及び海空の担当者間で話し合えば解決可能な問題だと考えている。

海原：海上用の航空機の海自配属、海空両自衛隊搭乗員の空自における合同訓練という2つの原則を海幕で正式に承認するにはどれくらいの時間が必要か。

寺井：週末をはさむので4,5日、少なくとも8月いっぱい位は待って欲しい。

海原：それでは困る。もう少し早くならないか。

寺井：海幕の部長会議で反対意見が出るかも知れない。海上の航空関係者間では合同訓練に反対の空気がある。内局が急ぐ事情も分かるのでこれ以上の話し合いは最高首脳同士としてはどうか。長澤海幕長は私が話した内容については十分納得している。

寺井は、海原がこの話し合いの結論に沿って準備を進めるとして退室し、やり取りはわずか30分程度で終わったと記憶している。寺井は直ちにこの件について長澤に詳細を報告し今後の打ち合わせを行ったという。

このあと、8月27及び28日の両日で木村長官が統幕議長、陸海空3幕の各幕長を個別に招き、航空機配属問題について意見を聴取したのち内局首脳部と処理方策を研究した上で30日、増原次長に航空機の配属に関する長官指示案の起案を命じ、31日、各幕長に対して示達した。

長官指示について寺井は、基本方針は統合運用とするもののパイロットの合同教育訓練以外に実質的に該当するものがない、補給や高段階整備を空自で行うとした点は研究不足で思いつきの構想だと評し、内局が最後まで航空機を空自に統合することに執着したために所属の実態に即した指示とならなかったのだろうとしている。

寺井は、この長官指示によって対潜哨戒機が海自に配属となったことに安堵した。若干の問題点として合同訓練が今後に残るものの、時間をかけて海空及び内局との間で話し合うことで妥当なところに落ち着くと考えていた。航空機配属問題に関し、防衛庁首脳部は空自への統合を強く要望していたものの、吉田総理宛のハル書簡が彼らを諦めさせたのではないだろうか、と寺井は推測している。

航空機配属問題について、寺井が長澤海幕長から全面的にこの問題を委任されていた証

西田 航空自衛隊創設時における航空機配属問題についての一考察

左として、寺井回想の末尾を仮名遣い等の表記を一部修正して引用する。

「1954年に入って航空分属問題が話題になるようになった頃長澤幕僚長は私に議題の如何にかかわらずなるべく庁議に出るよう要請された。私は庁議への出席を励行したが、ある日差し支えが出来たので、部下の某氏に代わって出席するよう頼んだところ某氏は次のように答えて、出席を拒んだ。『今の情勢では、航空機配属問題がどのような結果になっても海幕の若い者達を満足させ得ないと思うので、庁議に出て責任を負い皆から非難されたくないで、庁議出席は御勘弁願いたい』と。私はこれを聞いて唖然とした。そして私1人で責任をとろうと決意したのであった。当時の幕内の空気を知る一端となるので、ここに附記する」⁴¹。

寺井の回想に基づけば、航空機配属問題について防衛庁内局・各自衛隊の中で孤立していた海自において、寺井自身が哨戒機の海自への分属を実現すべく努めた、実質的に唯一の担当者だったことになる⁴²。

(2) 考察

本節では、海原の回想に基づく言説（以下海原言説という）と空自・海自関係者の回想との間の共通点・相違点及び空自・海自関係者間の相違点等について記し、航空機配属問題について考察することとしたい。

第1章で述べたように空自が創設時に直面した最大の問題であった航空機配属の政策決定過程については従来、海原言説が「通説」となってきた。ここで再び端的に言えばそれは、次のようなものである。

空自創設準備に携わった制度調査委員会航空準備室の考え方を採用した増原次長以下保安庁内局が経済性・能率性の面からすべての航空機を新設の空自に統合すべきだという考えだったのに対し、陸は傍観の態度を示し、海は統合に絶対反対であった。海には、陸

⁴¹ 平 17 防衛 01972100 「構造要請資料 4(5/5)」(「航空機の配属等に関する経緯」)。

⁴² 長澤の寺井に対する信頼が厚かった傍証として中山定義(海兵 54 期、第 4 代海上幕僚長(1961-1963 年))の回想がある。中山は次のように述べている。「1952 年の 5 月の初め、長沢浩氏から呼出しがあり、「お前は総務課長に予定している。寺井は警備課長だ」。「長沢さんは、海上警備隊が発足すれば、アメリカとコーディネーションが要る。アメリカと非常に関係のあった中山と寺井と、それで中山は軍務におったから総務、寺井は最後は軍令部にいたから警備課長、とこの 2 人を考えたのはごく自然だった」。中山によれば、長澤の構想では警備つまり防衛全般を担当するのは寺井その人だった。平 17 防衛 02129100 「創出関係資料 6(2/5)」(「中山定義元海将回想記録」)。

が新設される防空部隊によって増強されれば、海に対してますます優位な立場となるとの危惧があった。米空軍は内局の考えに全面的な賛意を示し、その旨の書簡を木村保安庁長官に送った。だが、海の方が「1枚も2枚も、役者が上で」あり、海の画策の結果、吉田総理宛に米極東軍司令官から空自への航空機統合に反対する旨の書簡が送られ、これによってこの問題の決着がついたも同然の状態になった。海原はなおも教育訓練面での空の統合を追求したが、これも挫折することになる。空自創設後に発出された防衛庁長官指示は、空と海の主張を足して2で割ったような、玉虫色のものとなった。

この海原言説について、これまで述べた空自及び海自創設関係者の回想に基づく政策決定過程と比較・検証し、両者間の相違点や海原言説について留意すべき点、さらには空海関係者間にある相違点等を明らかにする。

① 共通点

まず、海原言説及び空自・海自関係者の回想に共通する事項を見る。それは次の3つの点である。

- ・ 内局は新設される空自に航空部門を統合する意向だった
- ・ 海原治は航空機統合論者だった
- ・ 海自創設関係者は航空機の統合に強く反対した

加えて、上記のように相互に共通する表現はないものの、3者がともに戦前の在り方との関連性、それに対する反省に言及している点が挙げられる。

海原は、増原次長以下内局首脳が戦時中の陸海軍の対立を再現させぬよう1軍思想を構想したと述べている。空自関係者は、旧陸海軍対立の原因がそれぞれの航空保有にあったからこれを未然に防止する（有沼）、旧軍の過ちを繰り返さない（佐藤）、旧軍時代の相剋を謙虚に反省（藤澤）といった回想を残した。海自において航空機配属問題を担った寺井は、内局の1軍思想に対してある軍（陸軍）の力を強大なものにし、これが誤った方向に独走する場合他軍が制止できなくなるおそれがあり国家にとって危険であると記している。

特に興味深いのは、航空機統合論者の海原と哨戒機の分属を主張する寺井という対立する両者が、回想の中でそれぞれ相手の立場について触れている点である。

海原は、野村吉三郎の書簡を取り上げ、新たに防空部隊が陸に増強されれば陸が海を支配し、やがて政府も支配すると危惧する訴えを指して、彼ら海は空自の対潜哨戒機保有が旧陸軍による旧海軍の吸収につながると考えていたという。これは寺井に言わせれば、陸

西田 航空自衛隊創設時における航空機配属問題についての一考察

の暴走を海が止められなくなるという危機感であった。

一方、寺井は防衛庁文官の思想的背景を詳しく分析し、彼ら文官が戦前の軍部の暴走を目の当たりにして文民優位思想を選択したのは当然だとしながらも、それが文官優位ともいふべき過剰なものだったために彼らと腹藏なく話し合うことを不可能にしたと指摘している。そして彼らの抱く 1 軍思想こそが航空機統合に相通じるものであると述べている。

これらから、海原ら内局文官、空自及び海自創設関係者それぞれが、意見・立場を異にするものの、戦前の在り方に対する反省に立脚しながら航空機配属問題を検討していたことがわかる。

② 相違点

次に、各々の相違点について見る。

最大の相違点は、海原が航空機配属問題について決め手となったとするハル書簡について、海原が「日本の海が手を回し、航空機は分属すべきという意見が米極東軍司令官から総理大臣宛に送られた」としているのに対し、寺井は「この書簡は当然内閣から防衛庁に廻附されていたと思われるが何故か海幕には知らされなかった」と述べていることである。寺井はさらに、当時の状況を振り返って「海自として一応方針は定まっていたがそれを達成する方策等は予め決まっていたわけではなく、新しい状況に遭遇するたびにその都度対策を考えるとというものだった」とも記している。つまり、寺井によれば、海自関係者はハル書簡の存在を知らなかったし、計画的にはなくその場の状況に応じてこの問題に対処していたことになる。よって、海原の航空機配属問題の政策決定過程においてハル書簡が決め手となった、という回想は少なくとも割り引いて考える必要があるだろう。

そもそも海原は保安庁発足時の 1952 年 8 月 1 日、旧海軍の野村が米極東海軍司令官に宛てた書簡の存在を知っていたなら空の統合について海を相手に成功の望みのない無駄な努力は重ねなかった、と述懐している。にもかかわらず、決定的だったとするハルの吉田総理宛書簡が 1953 年 12 月に送られたと知りながら、海原は 1954 年 7 月の 3 自衛隊発足以降も空自への航空機統合の実現に向けて模索を続けた。つまり、決して海原はハル書簡の存在だけでは、自分の考えを諦めていないのである。最終的に海原が寺井との直接会談で航空機の分属に妥協した最大の理由は、この最後の努力が米統参議長からの日本に対する航空機統合勧告発出拒絶という形で失敗に帰したからにほかならないのである。

海が組織的に活動していた旨の海原の回想を割り引いて考えるべき別の傍証として、次の相違点が挙げられる。海原は、海の幕僚から今後もし米空軍方式で統合訓練を強行するのであれば米海軍は提供している訓練機をすべて引き上げるとの恫喝めいた言葉があった

とする。対して寺井は、米海軍が貸与する対潜哨戒機を海自に配属するよう防衛庁に申し入れること、もし防衛庁がこれらを空自に配属する場合は貸与そのものを見送ること、の2点について海幕から米海軍へ要請したが、米海軍はいずれも拒否したという。米海軍は決して海自の意向通りには動かなかったことがわかる。

内局、空自及び海自以外の、もう1つの主体である陸自の航空機配属問題に対する態度について、海原は終始傍観的だったとする一方、寺井は当初強く反発していたがのち沈静化したという。寺井は、この点について、内局幹部と陸自創設関係者との間には、同系統の出身という共通性や警察予備隊創設以来の関係性の強さがあって十分な意志疎通が行われていた、また陸は米軍からの連絡機貸与について目途がついていたのだろうと回想している。寺井の述べる経緯があったとしても、海原から見れば、強硬に反対し続ける海自関係者と比較した際、それほど強く反発しなかった陸の関係者が傍観的に映った可能性は否定できない。

続いて、海原が空自創設後も航空機統合の方向性を求めて努力を継続したとしてトワイニング統参議長との会談等について回想する一方、空の浦は陸が海に呼応して分属主義へ傾き、内局はいずれに利があるか判断がつかず、陸海の強硬な主張に引きずられた結果分属へと向かっていったと回想している。つまり、海原が内局は一貫して統合をめざしたとし、浦は内局が陸海に引きずられ分属へ方針転換したとしているのである。しかし、この相違については、寺井も陸の統合反対は沈静化した、としていることを考え合わせると陸海が内局を引きずったという浦の回想は、空自への航空機統合がかなわなかったことへの空自当事者としての忸怩たる思いのあらわれとみるべきだろう。

航空及び海上の搭乗員を統合して教育するということに対しても、それぞれの回想は食い違っている。海原は、陸空と海との間には同一の航空機を違う名称で呼ぶ、訓練手順が異なるなどの相違があり、海は賛成しなかったという。だが、寺井は対潜哨戒機分属実現のための切り札としてこの合同訓練を捉えていた。その例証として、海幕防衛部長室における海原との直接会談で合同訓練について言及した旨を具体的に書き残している(なぜか、海原は自身の回想でこの会談についてはまったく触れていない)。空自関係者も、寺井とのニュアンスの違いはあるが、航空機統合が一部実行に移された具体的施策として合同訓練を振り返っている。これらを勘案するとこの相違点については寺井が正しいように思われる。

③ 航空及び海上自衛隊関係者間の相違点

最後に、空自及び海自の創設関係者間の相違点を指摘する。

西田 航空自衛隊創設時における航空機配属問題についての一考察

まず、空自への航空要員の抛出について、空の上田は、実際に要員を抛出する際になると海は消極的であったと述べている。一方、海の寺井は、たとえ将来海自が多少の支障を来すことになっても抛出する方針の下、実際には海上の航空要員として適性があると考えていた者までが希望して空自に流出することになったと回想している。上田によれば、空自当初の定員 6,765 名に対し、転官者の実数は陸が 3,129 名、海が 558 名であったという⁴³。確かに、この数字では海は陸のおよそ 18 パーセントにとどまっているが、これは上田自身が供給源として陸に比し海の規模が小さかったと述べているように、陸海の人員比を考えるべきだろう。当時の陸海の定員を見ると、陸は保安隊から自衛隊への移行期に 11 万名から 13 万名で推移しており、同様に海は警備隊から自衛隊への移行期に 1 万 323 名から 1 万 5,808 名で推移している⁴⁴。これを比率で見ると海は陸の 9 パーセントから 12 パーセントに過ぎない。定員比率では 9~12 パーセントの海が実際の転官者数で 18 パーセントを占めていることに鑑み、人材の供給源としては相応以上の役割を果たしている点で、海が消極的であったとの上田の表現には首肯できない。

次に、航空機配属問題に対する長官指示への評価が異なることが指摘できる。空の藤澤は、航空機統合をその精神に則って部分的ではあるが実行に移したものだとして高く評価し、その後実現の段階で徐々に雲散霧消してしまったと述べている。一方、海の寺井は、統合の観点では搭乗員の合同訓練以外に実質的に該当するものはないと述べるとともに、それ以外は航空機統合に拘泥する内局が思いつきで記したものだとしている。空自関係者が評価する点が、原則として掲げられた部分（航空機及び関係諸業務は空自で統一的去る、これは空自身が認めるように多分に精神的なもの）と教育訓練（初級及び基本操縦に関するものは空自で統一実施）であるのならば、寺井が実質的に該当すると指摘した合同訓練と一致することから、両者は同じものを指していると言っているかもしれない。ただし、長官指示に対する評価は、空が高く、海が低かったと言えるだろう。

航空機配属問題をめぐる内局の姿勢・態度について、空の浦は陸海の強硬な反対意見によって分属へ引きずられたとしている。しかし、寺井は長官指示の内容を指して、最後まで内局が航空機を空自に統合することに執着したために分属の実態に即した指示にならなかったとの所見を述べている。これは、浦の回想が航空機配属問題について内局・空自が当初めざした統合を達成できず、さらに妥協案としての教育訓練の統合は時間の経過とともに失われたという実態に対する否定的見解を表明するものであったがゆえに、その矛盾が当時の内局の政治力不足に向かったためではないだろうか。

⁴³ 平 17 防衛 02075100 「創建関係資料 1(2/2)」(「上田泰弘元空幕長回想証言執筆原稿」)。なお、空自定員は、のち 6,738 名に改められた。

⁴⁴ 「自衛隊十年史」編集委員会『自衛隊十年史』、60、84 頁。

おわりに

空自及び海自関係者の回想をひもとくことによって、従来の「通説」だけではうかがい知ることのできない、航空機配属問題の政策決定過程が浮き彫りとなる。

空自がその創設時に直面した航空機配属の問題は、当初、内局主導で空自へのすべての航空機の統合が模索された。米空軍もこれを支持した。陸海、特に海はこの統合案に強く反対した。1953年12月14日、制度調査委員会自由討論では、新設される空自に航空機を集中させる案に海から厳しい反対意見が出され、7時間にも及ぶ討議が行われた。空自新設すなわち自衛隊創設を翌年に控えたこの時期、海が航空機統合案に強硬に反対していたことは間違いない。しかしながら、この海の意向と行動は決して計画的なものではなく、一応の方針はあったがその場に応じ適切な手を打っていったものであった。

終始、水上部隊と一体で行動できる独自の航空防衛力確保をめざした海はその後、航空機とりわけ対潜哨戒機の海自への分属の意義を防衛庁内に啓蒙すべく各種資料を収集して周知するとともに、海幕内統一のための文書も配布している。一方で、新設される空自への航空要員の差し出しについては、その供給源として相応以上の役割を果たした。

また、この問題に対する米国側の影響力行使は、あくまで限定的なものであった。確かに、米空軍は統合案を支持し、米極東軍司令官は分属を支持する旨の書簡をそれぞれ発出している。しかし、米統参議長は防衛庁海原からの統合案への、米海軍は海幕寺井からの分属案への、それぞれの後援となる勧告発出を拒否している。むしろ米軍は日本自らが最終的に決定すべきことについて、日本国内の防衛庁内局や海自といった主体に対して中立的な立場で臨んでいた。

1954年7月の防衛庁・自衛隊発足後も、この航空機配属をめぐる問題は継続的に議論された。8月26日、海幕防衛部長室で行われた内局海原と海幕寺井の担当者間における会談の結果、海自側が空自における搭乗員の合同訓練に賛同したことによって内局との間に表面的には妥協が成立し、任務上必要な航空機が陸海自衛隊にも分属されることになった。

空自創設時、最大の問題の1つであった航空機配属をめぐる問題は、「通説」のごとく海が米海軍を後ろ盾として自らの方針通りに決着させたのではなく、相互に意見を異にする内局・各自衛隊の当事者同士が、自ら結論を出したのである。上記の通り、内局の主担当者である海原は米統参議長らの、海の主担当者であった寺井は米海軍の、それぞれ後援を求めたものの失敗した。つまり、1953年12月、海側が厳しく反対した制度調査委員会自由討論などで長らく紛糾を続けたこの問題は、1954年7月、3自衛隊発足後、長官指示発出直前の8月下旬、内局海原と海幕寺井の会談まで様々な議論を重ねた上で日本の防衛庁・自衛隊として最終的に自ら3自衛隊への分属という結論を導き出したのである。